

東京都配偶者暴力対策基本計画の
改定に当たっての基本的考え方について

中間のまとめ

平成 23 年 10 月 19 日

東京都男女平等参画審議会

はじめに

東京都は、平成 16 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、平成 18 年 3 月に、平成 18 年度から 21 年度までを計画期間とする「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。その後、平成 19 年度の同法改正等を踏まえ、平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。

都は、この基本計画に基づき、暴力を容認しない社会の実現に向けて、暴力の未然防止と早期発見の推進、多様な相談体制の整備、安全な保護のための体制整備など着実に施策の推進を図ってきました。

現基本計画は平成 23 年度末で計画期間が終了することから、当男女平等参画審議会では、平成 23 年 7 月に知事から「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」の諮問を受け、審議を行ってきました。

審議に当たっては、現基本計画の進捗状況や昨年 12 月に閣議決定された国の第 3 次男女共同参画基本計画などを勘案し、約 3 か月にわたって議論を重ねてきました。本審議会として、これまでの議論を踏まえ、中間のまとめを取りまとめました。

中間のまとめに対して、広く都民、事業者の皆様などからご意見を寄せていただき、これからの議論の参考としたいと考えております。

今後は、皆様から寄せられたご意見を踏まえ、本審議会においてさらに議論を進め、答申する予定です。この中間のまとめに関し、各方面から有意義なご意見が寄せられることを期待するものです。

東京都男女平等参画審議会
会長 福原義春

目 次

第1部	基本的考え方	
1	都・国の取組	1
2	配偶者暴力をめぐる現状認識	1
3	めざすべき配偶者暴力対策のあり方	2
4	暴力のない社会の実現に向けて	3
5	基本計画の数値目標について	4
6	基本計画の名称について	4
第2部	基本計画に盛り込むべき事項	
1	暴力の未然防止と早期発見の推進	7
(1)	暴力防止教育と啓発の推進	7
(2)	早期発見体制の充実	10
2	多様な相談体制の整備	12
(1)	都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	12
(2)	身近な地域での相談窓口の充実	14
(3)	被害者の状況に応じた相談機能の充実	16
3	安全な保護のための体制の整備	17
(1)	保護体制の整備	17
(2)	安全の確保	19
4	自立生活再建のための総合的な支援体制の整備	22
(1)	総合的な自立支援の展開	22
(2)	安全で安心できる生活支援	24
(3)	就労支援の充実	26
(4)	住宅確保のための支援の充実	27
(5)	子供のケア体制の充実	28
5	関係機関・団体等の連携の推進	30
(1)	広域連携と地域連携ネットワークの強化	30
(2)	民間団体との連携・協力の促進	32
6	人材育成の推進と適切な苦情対応	33
(1)	人材の育成	33
(2)	二次被害の防止	34
(3)	苦情への適切かつ迅速な対応	35
7	調査研究の推進	36
(1)	調査研究	36
(2)	加害者対策の検討	37
	参考資料	39

第1部 基本的考え方

1 都・国の取組

東京都は、平成12年3月に東京都男女平等参画基本条例を制定し、「家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない」と規定し、配偶者暴力の防止等に取り組んできました。一方、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、配偶者暴力の防止や、被害者保護に係る国や地方自治体の責務を明示しました。

こうした流れを受け、都は平成14年度に男女平等参画のための行動計画で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

平成18年3月には、平成16年の法改正によって都道府県による基本計画の策定が定められたことを受け、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

その後、平成19年度の法改正及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年1月）」（以下「基本方針」という。）では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされ、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられ、被害者の立場に立ったより実効性のある対策が求められることになりました。このため、都は、法改正の趣旨と配偶者暴力被害の実態調査を踏まえて平成21年3月に計画を改定し、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進してきました。

これまでの取組により、配偶者暴力対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題、また、社会情勢の変化等により生じる新たな課題などへの取組が求められます。

2 配偶者暴力をめぐる現状認識

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど被害が深刻化しやすい特性があります。

配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでな

く、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

平成 21 年 3 月の内閣府「男女間における暴力に関する調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、女性の 3 人に 1 人がこれまでに配偶者から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けています。

また、配偶者暴力は、配偶者間にとどまらず周囲の者に及ぶ場合があり、特に同居する子供への影響は深刻です。児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）においては、子供が直接暴力を受けていない場合でも、家庭内で配偶者暴力を目撃するなど児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たるとされています。これらを含めた児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

さらに、配偶者暴力を背景とする犯罪の発生など、近隣、地域にも影響を及ぼし、健全な地域社会の維持を阻害するものともなります。

このように、重大な被害や影響を広範にわたって及ぼす配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することは、被害者本人を含め誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現のために重要です。

3 めざすべき配偶者暴力対策のあり方

配偶者暴力対策を推進するためには、配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

(1) 被害者の安全の確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

配偶者暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていくことが必要です。

また、被害者に子供がいる場合には、身体的暴力や精神的暴力などの虐待が及んでいることも多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

(2) 暴力の背景の正しい認識と暴力防止への社会全体での取組

配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取

り組まなければなりません。

また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めることが求められます。

(3) 都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担

被害者や子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。

特に、被害者に対するきめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要であり、都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組んでいく必要があります。

民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、連携を図りながら被害者支援を行う必要があります。

4 暴力のない社会の実現に向けて

都は、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策の展開を積極的に推進していかなければなりません。

今回の基本計画の改定に当たっては、暴力のない社会の実現を目指し、都の配偶者暴力対策を更に進めていくために、次の視点を中心に取り組んでいくことが重要です。

(1) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

被害者が、配偶者からの暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建に至るまで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うためには、より一層の支援体制の整備が必要です。

また、被害者の早期発見や、配偶者暴力に関する啓発及び未然防止についても、一層の取組が求められます。

(2) 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

配偶者暴力対策においては、被害者の生活再建までを視野に入れる必要があることから、身近な地域における支援の必要性は高まってきています。平成19年度の法改正においても、区市町村における配偶者暴力対策の充実を促進していくため、配偶者暴力対策基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務として定められました。

都においても、被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、区市町村における配偶者暴力対策の推進体制づくりを一層支援する必要があります。

5 基本計画の数値目標について

基本計画は、都の施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。その実効性を確保するためには、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要です。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者暴力対策の推進に資するのかということ、多角的に検討の上で設定することが必要です。

6 基本計画の名称について

都道府県の基本計画は、配偶者暴力防止法に基づき、法に定める「配偶者」（事実婚又は離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む）からの暴力の防止と配偶者暴力被害者の保護のための施策内容を定めることとされています。

現基本計画においては、配偶者以外の交際相手など親密な間柄にある男女間の暴力についても、未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策について取り組んでいます。

昨年12月に策定された国の「第3次男女共同参画基本計画」では、交際相手からの暴力への対応の充実が掲げられています。

都としても、今後、若年層の男女間における交際相手からの暴力を防止するため、取組を一層進める必要があることから、基本計画の名称についても、「東京都配偶者等暴力対策基本計画」への変更を検討する必要があります。

❖ 配偶者暴力に関する用語の使用について

「ドメスティック・バイオレンス」「配偶者」「配偶者暴力」の文言については、東京都配偶者暴力対策基本計画における位置付けと同様に取り扱います。

●ドメスティック・バイオレンス

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合もあります。このため、原則として「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」という言葉は使いません。

●配偶者

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含めた対応を求めています。

●配偶者暴力

「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「無視する」「わざと相手が大事にしているものを壊す」「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力防止教育と啓発の推進

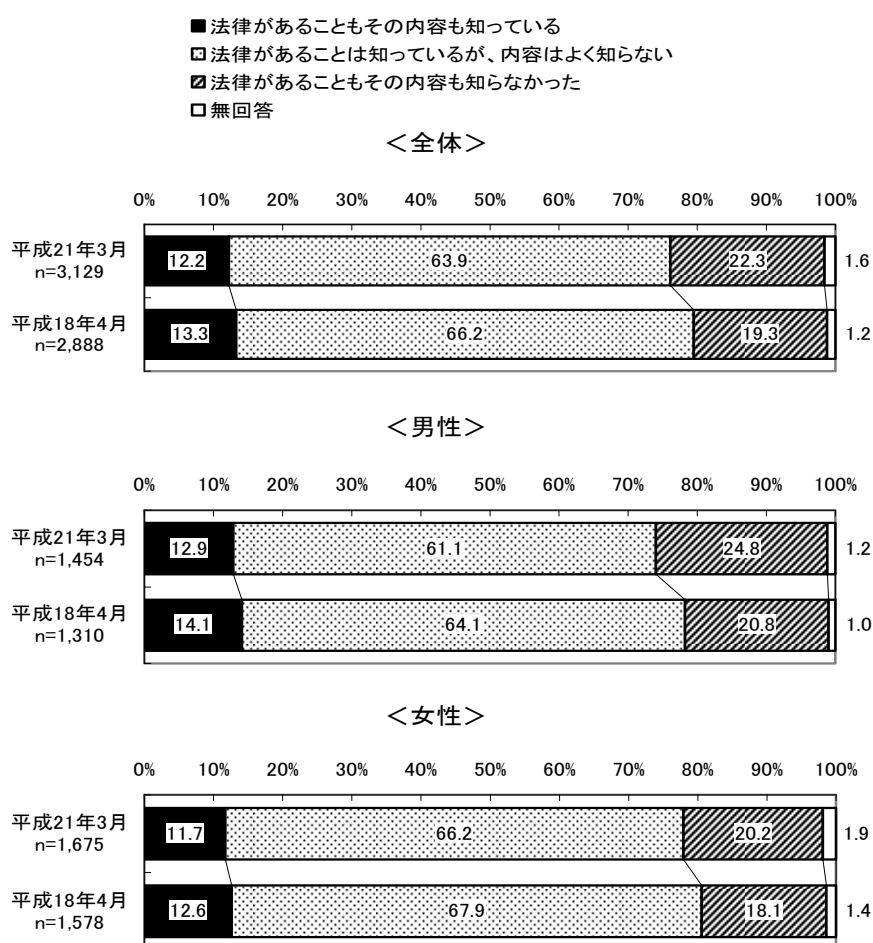
現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は社会的に広がりつつあります。しかし、平成21年の内閣府調査によると、配偶者暴力防止法があることは知っていてもその内容も知っているのは全体の1割強にとどまっています。逆に、法があることもその内容も知らなかったという人は2割以上おり、この割合は、3年前の前回調査時よりも増えています。
- 配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において起こることから、被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。また、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（平成23年1月調査）」で「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ」という考えを5割弱が肯定しているなど、未だに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足や認識の誤りもあります。
- 都では配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催などによる啓発を行ってきました。配偶者暴力をなくし、暴力防止への理解を広く促すためには、多くの都民に向け、これまでの啓発方法に加えて、対象者に応じた多様な媒体を活用するなど啓発方法の充実により、幅広い普及啓発を行う必要があります。
- また、内閣府調査では、女性の1割強が10歳代から20歳代の頃に交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けたことがあることがわかります。その被害について、被害者（男性を含む）の半数は友人や知人に相談し、2割は家族や親戚に相談していますが、被害者の4割弱は誰にも相談していません。被害を相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が続いていることから、若年の被害者の受けている行為が暴力であるという認識が必ずしも定着していなかったり、加害者が様々な理由をつけて暴力を正当化するなどの心理的影響を与えているとも考えられます。
- 都では、若年層向け相談先周知カードを作成し、都内大学、短期大学、

専修学校等の学生に配布するなどの取組を行っていますが、若年層に対する啓発方法としては、特に若年層がよく利用する媒体を活用した取組が有効であると考えられます。

- また、暴力の未然防止のためには、小学生のうちから、お互いを尊重するなどの適切な人間関係形成に向けた取組を行うなど、発達段階に合わせて、暴力の防止に向けた教育を積極的かつ継続的に推進することが必要です。

配偶者暴力防止法の認知度（全国）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成21年3月）」

取組の方向性

- 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや配偶者暴力防止法の内容などについて、テレビやインターネット、

交通広告等様々な媒体を活用して幅広い普及啓発を実施し、配偶者からの暴力に関する都民の理解を深める必要があります。

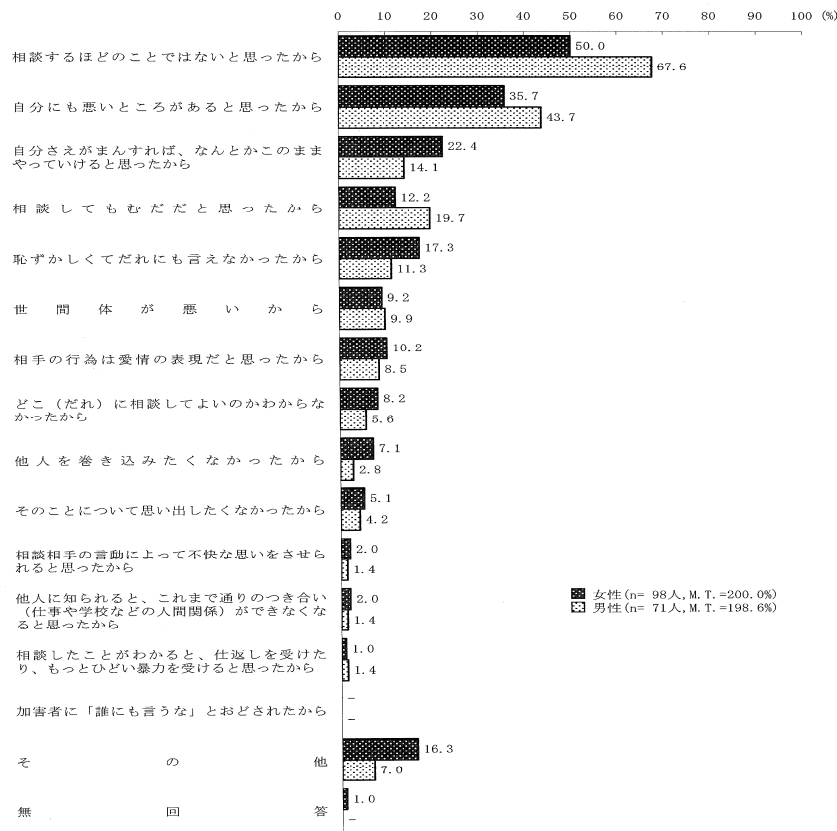
- また、企業等と連携した啓発への取組も必要です。
- 若年層に対しては、特に若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を推進するとともに、若年層がより相談しやすい方策を検討することも求められます。
- また、小学校における人権教育に始まり、中学校、高校及び大学等において交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるなど、学校教育の中で、発達段階に合わせて、暴力の防止に向けた教育を積極的かつ継続的に推進することが必要です。
- 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対して、配偶者暴力に関する理解を深めるための取組が必要です。

(2) 早期発見体制の充実

現状・課題

- 配偶者暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。そのため、配偶者暴力の発見が遅れ、問題がより深刻化することもあります。
- 内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった女性の2人に1人、男性の3人に2人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。
- 都では、配偶者暴力対策として、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、これまで様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を一層強化していくことが必要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されており、被害者の安全を確保するためにも、医療機関との連携を強化することが重要です。
- また、必ずしも多くの医療関係者が配偶者暴力に関する知識や被害者への対応方法に精通しているとは言えないことから、一層の周知に努める必要があります。

配偶者からの被害を相談しなかった理由



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成21年3月）」

取組の方向性

- 医療機関や保健センター、保育所・幼稚園・学校等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修など、配偶者暴力の被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組を充実させる必要があります。
- 特に、医療機関との連携の強化を図る必要があります。
- 加えて、医療関係者に対しては、医療関係者向けの広報、医療関係者に特化した対応マニュアルやフロー図の作成・配布など、様々な機会を利用して周知を行うことが必要です。

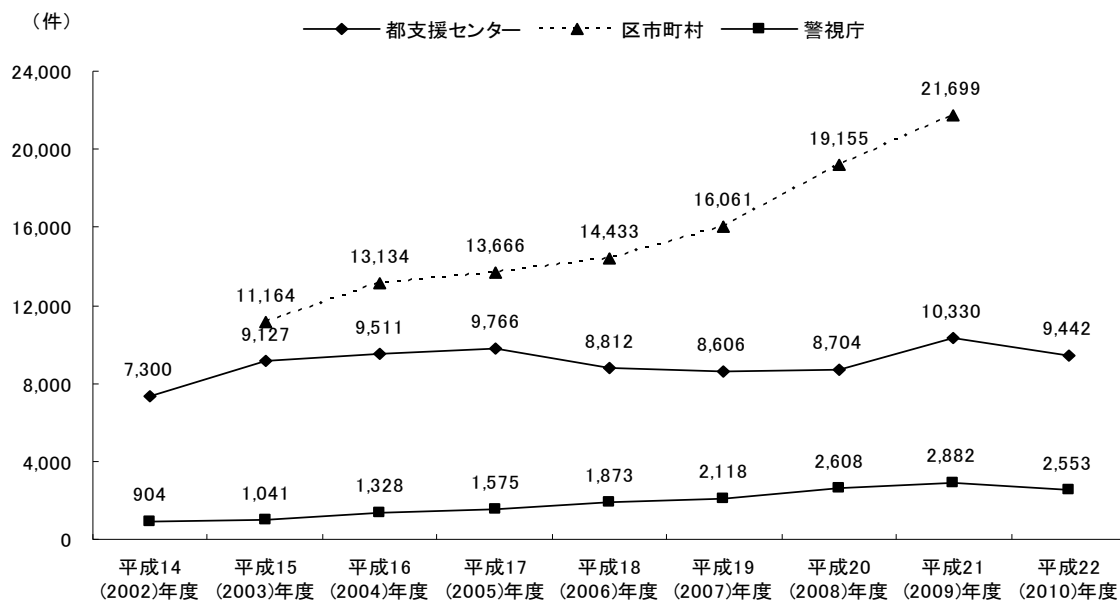
2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センター※での配偶者暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行後、平成14年度の7,300件が平成22年度には9,442件へと増加しています。
- 電話相談については、年末年始を除く毎日朝9時から夜9時まで対応しているほか、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等によってきめ細かい対応に取り組んでおり、また、女性だけではなく男性からの電話相談にも対応しています。
- このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上での情報提供を実施しています。
- また、複雑・多様化する相談に適切に対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を作成し、相談窓口等関係機関共通のマニュアルとして活用しているほか、外部の専門家による相談員へのスーパーバイズ※を実施し、相談対応の質の向上にも努めています。
- 今後も、被害者に対する情報提供・相談支援の充実や、相談機能の充実を図るなど、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を一層充実させていく必要があります。

都内相談件数の推移
(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)



注：東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター

資料：東京都生活文化局調べ

取組の方向性

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や都における専門員の配置などにより、相談者の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するための相談機能の充実を図ることが必要です。
- また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、情報提供を一層充実させる必要があります。

※ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っている。

※ スーパーバイズ

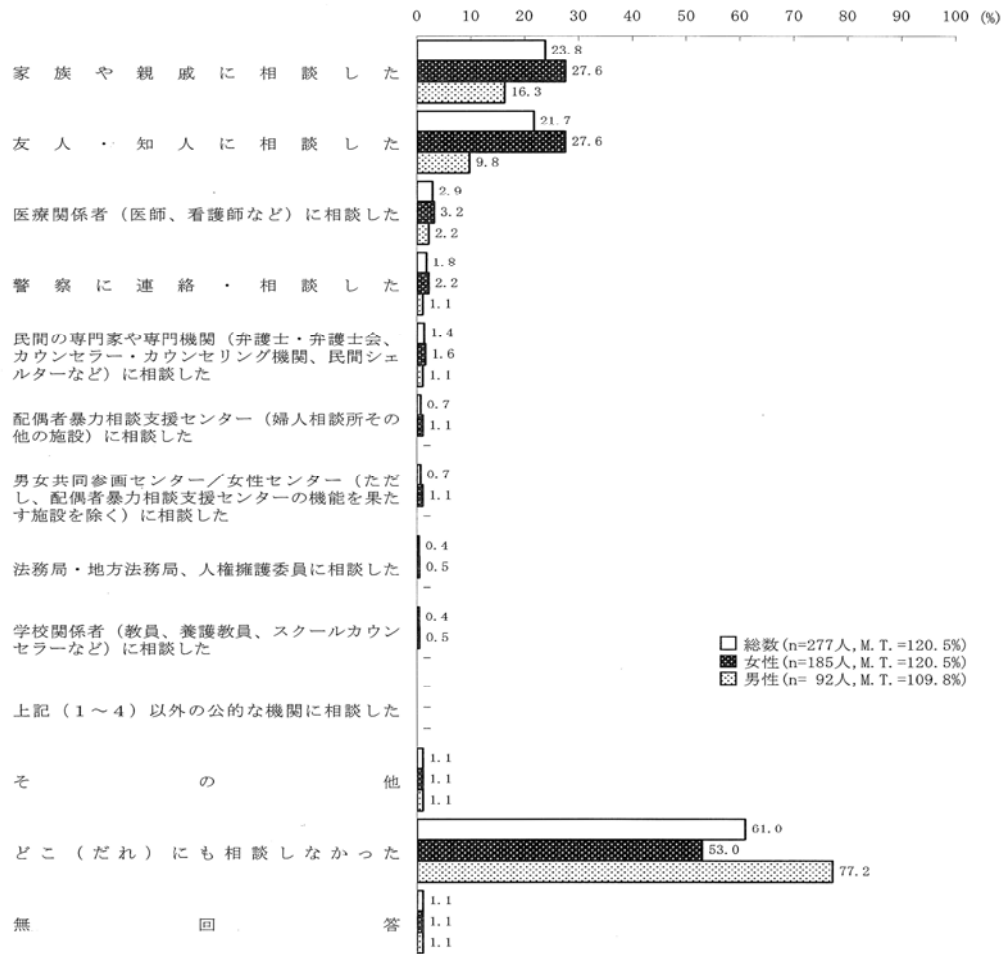
相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行ったり、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けたりして、相談員の資質を向上させるもの。

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

現状・課題

- 都内における配偶者暴力に関する相談件数は、平成 21 年度は 35,000 件弱であり、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察のいずれにおいても増加傾向を示しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件から平成 21 年度に 21,699 件と大きく増加しています。これは身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどによるものと考えられます。
- しかし、被害者の立場からみると、どの窓口が相談先として最も適切なものか分かりにくかったり、窓口によって対応が異なる場合があるなど、支援を求めにくいという声もあります。
- 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けた人の相談先として、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター・女性センター、法務局・地方法務局、人権擁護委員はいずれも 1%未満であり、どこ（だれ）にも相談しなかったという回答が 6 割となっています。このことから、現に相談窓口を訪れたのは被害者の一部に過ぎず、地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正で、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。このため、都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた手引の作成、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修などを実施してきました。
- 今後も、配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結びつけていくために、身近な地域で適切に相談を受けられる体制を強化することが重要となっています。

配偶者からの被害の相談先



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成21年3月）」

取組の方向性

- 区市町村の男女共同参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制の強化に努めることが必要です。
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援を充実させる必要があります。

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人や心身に障害のある人も含まれています。対応に当たっては、これらの被害者の立場に配慮する必要があります。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳などの支援が必要であり、支援策の充実が求められています。都では、外国人被害者支援のため、平成 22 年度に 12 言語に及ぶ通訳人材を養成し、区市町村からの依頼に基づき派遣する取組を進めています。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者暴力の相談窓口の職員に加えて、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、外国人被害者や障害のある被害者等に対し、相談窓口などの情報が必ずしも十分に行き届いているとは言えないので、効果的な情報提供が必要です。

取組の方向性

- 養成した外国人被害者支援のための通訳人材の活用や、障害のある被害者等に対応する職員への研修を充実させるなど、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図る必要があります。
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援に当たっては、被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組も求められます。

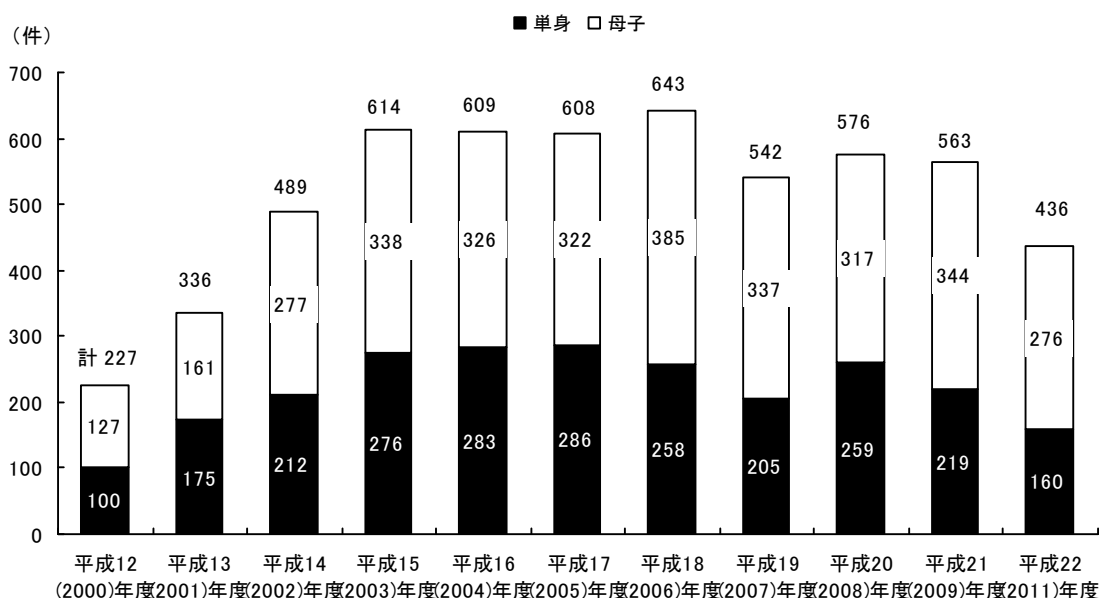
3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

現状・課題

- 平成 21 年 3 月の東京都「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」（以下「実態調査」という。）では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の約半数が、配偶者等から週 1 回以上暴力を受けており、6 割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は、身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、平成 14 年度以降、概ね 500 件から 600 件の配偶者暴力被害者の一時保護を行ってきました。そのうち、6 割程度は子供を同伴しています。一時保護中の同伴児童に対しては、保育室の設置や保育士の配置により保育の充実を図るほか、職員等による就学児童への学習支援を行うなどの対応を行っていますが、同伴児童への対応の一層の充実が必要です。
- また、配偶者暴力被害者には、被害の状況等から精神的に不安定な被害者や、貧困や児童虐待などの複合的な問題を抱えた被害者なども多く見られることから、同伴児童も含めた心理的なケアの充実も必要です。さらに、平成 21 年度においては、一時保護件数の 1 割強を外国人女性が占めています。このほか、障害者、高齢者、妊産婦など特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となってきています。
- 都の配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設（民間施設）で保護を受けています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含めた対応も求められます。

配偶者暴力による一時保護件数(配偶者暴力相談支援センター) (都)



注：母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっている。

資料：東京都生活文化局調べ

取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じたより適切な保護を実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターやステップハウス※の利用など民間団体との連携も含め、保護の体制を充実させる必要があります。
- 児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応を強化することも必要です。

※ ステップハウス

支援施設や保護所などを出た被害者が一人又は母子でその後どのように生活するか考え、自立生活を送るための練習などの支援を受ける施設。

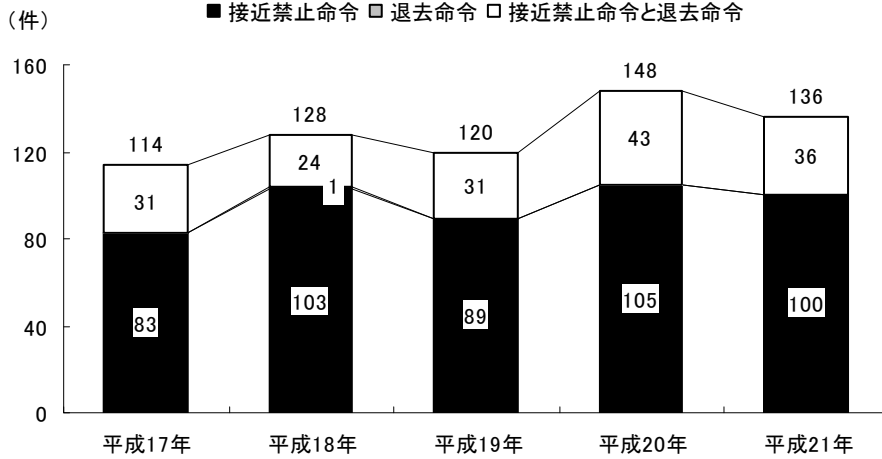
(2) 安全の確保

現状・課題

- 被害者の安全は、緊急時の一時保護だけではなく、被害者が加害者の追及から逃れるなどして、通常の世界生活を送る中에서도確保されるべきものです。東京都の実態調査では、被害者の約4割が加害者からの追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者支援を行う民間機関の2割以上が加害者からの問い合わせや威圧的行動を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効です。最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は増加傾向にあります。また、発令件数では、警視庁に通知された保護命令件数は例年100件を超えており、全国では例年2,000件を超える保護命令が発令されています。
- 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、保護命令の対象が被害者と同居する未成年の子供だけでなく、危害を被る恐れのある親族・知人にも広がりました。平成20年以降、全国で発令された保護命令の3割弱は親族等への接近禁止命令を含んでいます。被害者とその子供のみならず、親族等に対する安全確保が求められていることがわかります。警察庁の統計では全国の保護命令違反での検挙者数が微増の傾向にあることから、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- また、国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、「保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。」とされています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及び関係者に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、ストーカー規制法等についても周知するなど、適切な対応が必要です。

配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移

<都・保護命令種別>



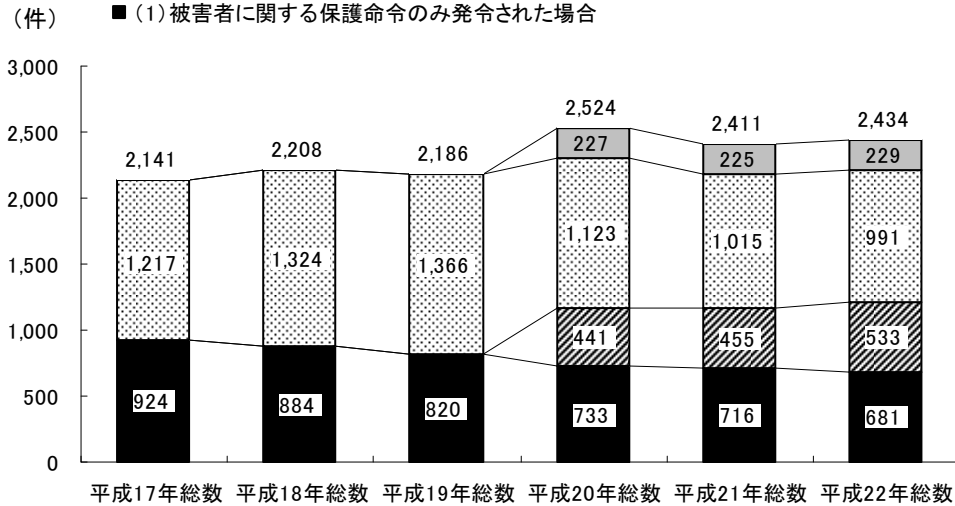
注：警視総監宛に通知された保護命令の件数

資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移

<全国・保護命令対象別>

- (4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)
- (3)「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)
- ▨ (2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合
- (1)被害者に関する保護命令のみ発令された場合



注：「親族等への接近禁止命令」は、平成20年1月に制度が新設された。

資料：最高裁判所資料より作成

取組の方向性

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けて適切な対応を図ることが必要です。
- 警察との連携の強化に加えて、学校や保育所等各関係機関との連携も強化する必要があります。
- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令期間の延長や緊急保護命令の創設など保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があります。その解決に向けて、多岐にわたる各関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して都内の各関係機関が統一的な支援を行えるように努めています。
- 長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的なサポートが必要です。都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、自立生活の再建のためには、専門的知識を持った支援者が生活保護の受給手続や離婚調停等の法的手続に同行支援を行うなど、日常的な支援が求められています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口で個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性を高める恐れがあります。このため、関係機関が連携し、被害者の負担を軽減する取組も必要となります。
- 被害者にとって身近な地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、都の配偶者暴力相談支援センターにおける各種情報提供や講座などの自立支援機能を充実させるとともに、区市町村の福祉事務所等との連携を深めることが必要です。

取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援策の充実など、自立支援機能を充実させる必要があります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携の強化を図ることが必要です。

- 警察や民間団体等も含めた庁内外の関係機関が連携し、被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など被害者の負担軽減に向けた取組を検討する必要があります。

(2) 安全で安心できる生活支援

現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追及が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について、都や区市町村の各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育園などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするためには、保護命令や離婚調停などの法的手続が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダメージを抱えた被害者自身が独力ですべての手続を行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手続に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。今後、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携により、被害者に対する法的支援の一層の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るためには、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループやサポートグループによる活動が大きな役割を果たしています。東京都の実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力を必要であると回答しており、閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループ等への参加支援等が重要です。

取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱い等について関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図る必要があります。
- また、子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携を強化する必要があります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう、法テラス（日本司法支援

センター) や弁護士会等との連携による法的支援を一層充実させる必要があります。

- また、民間の自助グループ等への参加を希望する被害者への情報提供や紹介、自助グループ等への活動場所の提供などの支援も必要です。

※ サポートグループ

カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ。

(3) 就労支援の充実

現状・課題

- 東京都の実態調査によると、被害者のおよそ6割が無職（主婦）であり、そのうちのおよそ8割は子供がいると回答しています。配偶者暴力の被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよう、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座を実施しているほか、民間ボランティアと連携したパソコン講座なども行っています。
- 今後は、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要があります。

取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努める必要があります。
- また、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供する必要があります。
- 被害者の就労を支援する企業等の拡大に向けた働きかけなど、企業等と連携した取組を進めることも必要です。

(4) 住宅確保のための支援の充実

現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど収入が安定しない雇用形態である場合が多いことから、被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では社会福祉施設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身の被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当選倍率の優遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。民間の賃貸住宅に入居を希望する被害者に対しては、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対する連帯保証制度等についての情報提供を行っていますが、保証人がいないため住宅を借りることができないケースもあります。このような場合に、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための公的保証などの制度も必要と考えられます。

取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供が必要です。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組む必要があります。
- また、区市町村等の関係機関と連携し、住宅確保に向けた支援策の充実が求められます。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、引き続き国への働きかけを行うことが必要です。

(5) 子供のケア体制の充実

現状・課題

- 配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から直接暴力が及ぶケースが半数近くあります。また、直接暴力を受けていなくても、児童虐待防止法では、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童に対する虐待であると定義されています。
- 東京都の実態調査によると、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」「緊張」「性格・情緒のゆがみ」などの回答が多く挙げられています。また、同調査では、子供を持つ被害者の3割以上が子供の心のケアについての不安を抱えており、被害者とともに子供が安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習する講座を実施しています。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に連携するとともに、区市町村の子供家庭支援センター等との連携により子供のケア体制を充実することも重要です。東京都の実態調査によると、民間機関等の8割前後は福祉事務所や児童相談所、学校、子供家庭支援センターと連携して子供への支援を行った実績があります。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するための子供のケアプログラムを作成し、関係機関において活用してきましたが、この内容の充実を図るとともに、関係機関の連携を一層強化する必要があります。

取組の方向性

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対しても、被害者と同様に切れ目のない継続的なケアを提供する必要があります。
- また、児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアを充実させることが必要です。
- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関

の関係者への研修や情報提供の充実により、配偶者暴力に対する理解を深めることも必要です。

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

現状・課題

- 被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成 19 年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議^{*}」を設置し、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、およそ半数の区市町村で、配偶者暴力対策の関係機関の連絡会議等が設置され、関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となるものです。平成 19 年度の法改正を踏まえて、都は区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備を促進するため、手引の作成や相談窓口の設置などの支援を行ってきました。
- 今後も引き続き、区市町村における相談・自立支援機能の強化に向けて、配偶者暴力対策基本計画の策定等の支援を行うとともに、広域的・専門的な取組の一層の充実と調整機能の強化を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を一層進めるとともに、引き続き都と区市町村との連携強化を図る必要があります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることのできる体制づくりのため、区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備への支援や基本計画の策定支援など、区市町村に対する支援を一層充実させることが必要です。

※ 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議
配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、事業の着実な推進を図り、機

関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するために設置。福祉保健局、産業労働局等の庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画、福祉、教育等各担当課の代表、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス、民生・児童委員、民間支援団体等幅広い関係機関で構成。

(2) 民間団体との連携・協力の促進

現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うためには、民間の支援団体が大きな役割を担っています。民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も少なくありません。
- 都では、被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化など、配偶者暴力対策に関する民間団体等の自主的な活動を支援するため、経費の一部を助成しています。今後も引き続き、民間団体の取組を行政として支援する必要があります。
- また、民間団体の協力のもと、被害者支援活動の意思を持つ通訳者の人材の養成を行っているほか、配偶者暴力対策ネットワーク会議に各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

取組の方向性

- 被害者に対するきめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していく必要があります。

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、暴力により被害者が受けた精神的ダメージについて正しい理解と配慮が必要です。
- これまで都では、適切な支援に向けて、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員などの職務別に、早期発見や相談、自立支援など対応に必要な研修を行ってきました。
- 今後、被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体との協働によって研修内容の充実を図るとともに、研修対象者の拡大によって幅広く人材を育成することが必要です。
- また、配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行う相談員等に対しては、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向上に向けた取組が必要です。
- また、育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るためには、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
- 併せて、相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員が代理受傷によるバーンアウト[※]に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担の軽減に向けた対策の充実も欠かせません。

取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者の支援に当たる人材を幅広く育成することが必要です。
- 相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組が求められます。

※ バーンアウト

相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、相談を受けることに対して疲れ、燃え尽きたようになってしまうこと。

(2) 二次被害の防止

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応によって、被害者がいわゆる「二次被害[※]」を受けて更に大きなダメージを抱え込むとともに、支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される例が依然として少なくありません。
- 都では、職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く窓口で対応に当たる職員を対象に研修を実施するなどの取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者等も含めた様々な支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者暴力への理解を深め、適切な対応が取られるよう働きかけていく必要があります。

取組の方向性

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実等を図る必要があります。

※ 二次被害

加害者からではなく、被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によって更に傷つけられること。

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応

現状・課題

- 配偶者暴力相談支援センターをはじめとした支援機関における相談や支援に対する被害者からの苦情の申出に対しては、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、支援センター及び関係部署においてルールに沿った速やかで適切な対応を心がけています。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進が必要です。

取組の方向性

- 苦情の申出に適切な対応をするため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図る必要があります。
- 苦情の申出があった場合に、その内容と対応結果の公表などの取組を検討することも必要です。

7 調査研究の推進

(1) 調査研究

現状・課題

- 配偶者暴力の防止のためには、配偶者暴力を生み出す背景・原因や配偶者暴力に関する実態、都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では、平成15年度、20年度とこれまでに二度の実態調査を行い、被害の実態と関係機関の現状などを分析し、配偶者暴力対策基本計画における施策に反映させてきました。今後も適切な時期に配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援の実態等を調査し、その傾向と状況の分析を行うことが必要です。

取組の方向性

- 都内における配偶者暴力の被害や支援の実態等を把握・分析し、被害者が真に必要なとする施策を検討していくことが必要です。

(2) 加害者対策の検討

現状・課題

- 配偶者暴力の加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、社会にとって重要なことと言えます。
- しかし、加害者への対応については、国の研究や都を含め自治体の取組等においても、有効な対策が打ち出されているとは言いがたい状況です。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、配偶者暴力の加害者更生の取組として、「加害者更生プログラム[※]について、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。」とされています。
- 実効性ある加害者更生プログラムの実施に当たっては、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての刑事司法制度における位置付けなど、国による取組が不可欠であることから、国における調査研究の状況を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかける必要があります。
- また、都においても、配偶者暴力相談支援センターで実施している男性相談等に寄せられた加害者からの相談事例を分析し、実態の把握等に努めることが必要です。

取組の方向性

- 加害者更生プログラムについては、国における調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等を行うよう、引き続き国に働きかけることが必要です。
- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態把握などに努める必要があります。

※ 加害者更生プログラム

アメリカなど諸外国では、配偶者暴力により有罪となった加害者に対し、刑の執行猶予の条件として裁判所が加害者更生プログラムの受講を命じるなど、刑事手続において明確に位置付けられている場合が多い。

参 考 資 料

1	諮問文	41
2	東京都男女平等参画審議会運営要綱	43
3	東京都男女平等参画審議会委員名簿	45
4	東京都男女平等参画審議会開催状況	46
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	47
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）	60
7	配偶者暴力被害者支援体系図	68



23生都平第31号

東京都男女平等参画審議会

東京都男女平等参画基本条例第15条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成23年7月13日

東京都知事 石原 慎太郎

記

- 1 男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について
- 2 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について

諮問事項

- 1 男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について
- 2 東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について

諮問の趣旨

東京都は、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、平成12年3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定した。

これに基づき「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向け、都の施策並びに都民や事業者の取組を総合的かつ計画的に推進してきた。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、総合的な配偶者暴力対策を計画的に推進してきた。

国においては、昨年12月に男女共同参画基本計画を改定し、今後5年間の具体的施策を示した。

都は、両計画がともに平成23年度末に終了することから、国の基本計画を勘案し、現在の計画の進捗状況、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、関連する両計画の整合を図り、改定を行う必要がある。

このため、「男女平等参画のための東京都行動計画の改定に当たっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」諮問するものである。

東京都男女平等参画審議会運営要綱

平成12年6月1日 12生女青参第30号決定

(目的)

第1 この要綱は、東京都男女平等参画基本条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）第19条に基づき、東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2 審議会は、学識経験を有する者、都議会議員及び関係団体に属する者のうちから、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

(会長の設置及び権限)

第3 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(招集)

第4 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長の決するところによる。

(専門委員)

第6 条例第17条に規定する専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(部会及び部会長)

第7 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、その部会の会務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会に報告するものとする。

(意見の聴取)

第8 会長は、協議に際し、必要がある場合は、その都度関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第9 審議会に幹事を置く。

2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議の公開)

第10 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いとすることができる。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

別表

知事本局計画調整部長	福祉保健局高齢社会対策部長
総務局人事部長	福祉保健局少子社会対策部長
総務局人権部長	産業労働局雇用就業部長
財務局主計部長	教育庁教育政策担当部長
福祉保健局企画担当部長	警視庁総務部企画課長

東京都男女平等参画審議会委員名簿(平成23年10月19日現在)

(50音順・敬称略)

	氏名	現職等	備考
委員	荒木 葉子	荒木労働衛生コンサルタント事務所所長	
委員	大津 浩子	東京都議会議員	
委員	岡部 義裕	東京商工会議所常務理事	
委員	木谷 宏	麗澤大学経済学部教授	男女平等参画部会委員
委員	古賀 俊昭	東京都議会議員	
委員	駒崎 弘樹	特定非営利活動法人フローレンス代表理事	
委員	坂本 義次	檜原村長	
委員	佐藤 喜宣	杏林大学医学部教授	配偶者暴力対策部会委員
委員	高橋 勝浩	稲城市長	
委員	高橋 重郷	国立社会保障・人口問題研究所副所長	
委員	高橋 史朗	明星大学教授	
委員	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授	男女平等参画部会部会長
委員	中村 幸子	東京都民生児童委員連合会常務委員	
委員	成澤 廣修	文京区長	
委員	西本 政司	弁護士	配偶者暴力対策部会部会長代理
委員	野上 純子	東京都議会議員	
委員	野上 ゆきえ	東京都議会議員	
会長	福原 義春	(株)資生堂名誉会長	
委員	松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表理事	男女平等参画部会委員
会長代理	三宅 広人	元東京都生活文化局長	男女平等参画部会部会長代理
委員	矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)経済・社会政策部主任研究員	男女平等参画部会委員
委員	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授	配偶者暴力対策部会部会長
委員	芳野 友子	日本労働組合総連合会東京都連合会副会長	
委員	依田 禎子	東京都商店街振興組合連合会女性部長	
委員	和栗 安広	東京経営者協会常務理事	
専門委員	中島 幸子	特定非営利活動法人レジリエンス代表理事	配偶者暴力対策部会委員
専門委員	野本 律子	元特定非営利活動法人女性ネットSaya-Saya理事長	配偶者暴力対策部会委員

退任された委員(役職は在職中のもの)

	氏名	現職等	在任期間
委員	安谷 寛子	東京都民生児童委員連合会常任協議員	平成23年7月13日 ～平成23年8月5日

東京都男女平等参画審議会開催状況（平成23年10月19日現在）

開催日	総会	配偶者暴力 対策部会	会議の内容等
平成23年 7月13日	第1回		<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び会長代理の選任 ・諮問 ・審議 <ul style="list-style-type: none"> 現行動計画策定以降の動きを踏まえた検討 第4期男女平等参画審議会の議論の視点 ・部会の設置 ・今後の予定
7月28日		第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び部会長代理の選任 ・中間のまとめ(案)について
8月24日		第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ(案)について
8月31日		第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ(案)について
9月12日	第2回		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」中間のまとめ(案)の検討

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本

計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事

務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その

通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として
いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこ
と。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判
所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え
られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同
号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、
被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずる
ものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状
態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電
話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する
こと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をか
け、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送
付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、

又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知
り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下こ
の項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居
しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っ
ていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して
配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め
るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、
被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた
め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効
力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶
者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学
する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、

就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法

務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含

む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法

律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する
基本的な方針（概要）**

平成 20 年 1 月 11 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、平成 16 年 5 月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年 7 月に法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯

に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令

が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

配偶者暴力被害者支援体系図

